

令和 8 年 度

業 務 (起 工) 設 計 書

業 務 名 琴浦町防災マップ作成業務

業 務 場 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万

琴浦町防災マップ作成業務仕様書

第1章 総 則

（業務の目的及び内容）

第1条 本業務は、鳥取県が新たに作成・公表した中小河川浸水想定区域等を踏まえ、既存の防災マップの更新及び統合を行い、住民等が想定すべき災害を把握し、風水害時及び地震災害対策の情報を理解するため、各種防災情報を表示したハザードマップの作成を行うことを目的とする。

併せて、昨今の地震、台風及び集中豪雨などの緊急時、また、平常時の持ち運びや家庭内での話し合いにも活用しやすいよう、サイズやデザインに配慮し実効性に優れた防災マップに刷新する。

（適用範囲）

第2条 本仕様書は、琴浦町（以下「発注者」という。）が実施する琴浦町防災マップ作成業務（以下「本業務」という。）について、受注者が実施しなければならない業務内容を定めるものとする。

（業務期間）

第3条 本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

（準拠する法令等）

第4条 本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠するものとする。

- （1）災害対策基本法
- （2）災害救助法
- （3）土砂災害 警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- （4）河川法
- （5）水防法
- （6）砂防法
- （7）地すべり等防止法
- （8）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- （9）鳥取県地域防災計画
- （10）琴浦町地域防災計画
- （11）水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省 令和8年5月版）
- （12）土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省 令和2年10月版）
- （13）その他関係法令及び通達等

(関係機関との協議)

第5条 受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なくに発注者に報告しなければならない。

(提出書類)

第6条 受注者は、着手後速やかに次の書類を提出することとする。

- (1) 業務責任者届
- (2) 主任技術者届
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表

(参考資料の貸与)

第7条 発注者は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与し、受注者は責任をもって保管し、汚損等を生じさせないように十分注意するとともに、業務終了後、速やかにこれを返却するものとする。

○主な貸与品等

- (1) 中小河川洪水浸水想定区域図 (shape 形式)
- (2) 津波浸水想定区域図 (shape 形式)
- (3) 土砂災害想定区域図 (shape 形式)
- (4) 避難所、避難場所一覧
- (5) 公共施設関連資料
- (6) その他、受注者が業務の目的を達成するために必要な書類等

(打合せ協議)

第8条 受注者は、本業務実施に先立ち、業務内容について発注者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録を作成し、発注者の承認を得なくてはならない。

また、発注者が作業の進捗状況・作業手法等に関することで必要と認めた場合においても、適宜打ち合わせを実施することとする。

(成果品の帰属)

第9条 本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を、発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など（以下「権利留保物」という）は、受注者及び第三者に留保されるものとする。

(費用負担)

第10条 本業務で作成した防災マップにおける地図利用にかかる版権、複製使用料について

は、受注者の負担とする。

（守秘義務）

第 11 条 受注者は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩または引用してはならない。

（成果品の瑕疵）

第 12 条 納品後、成果品に、契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は契約不適合ではないものとする。

（疑義の解決）

第 13 条 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない場合は、発注者、受注者の協議の上、決定するものとする。

また、本仕様書に定められていない事項であっても、業務実施の上で当然行わなければならないと認められるものについては、受注者の責任で実施するものとする。

第 2 章 業務内容

（業務概要）

第 14 条 本業務は、防災マップ等の原案作成・検討調整・印刷製本及び琴浦町ホームページにおける防災マップ等情報の作成からなり、その内容は以下のとおりとする。

- （１）計画準備
- （２）資料収集整理
- （３）地図面の作成方針の検討
- （４）啓発記事面の作成方針の検討
- （５）地図原稿の作成・校正
- （６）印刷・製本
- （７）ホームページ掲載用データの作成
- （８）琴浦町公開マップ（GIS）用データの作成

（計画準備）

第 15 条 計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(資料収集整理)

第 16 条 本業務を進めるにあたって、第 4 条で述べた関連法令等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。

(防災マップの作成)

第 17 条 防災マップ作成については、以下に示す仕様とするほか、防災マップ等の項目、文章、イラスト・図版、全体デザイン、レイアウトを検討して、住民等が正しく理解できるものとする。なお、ユニバーサルデザイン（色覚バリアフリー等）に配慮したものとする。

(1) 形態：B 4 サイズ（見開き B 3 横型サイズ）で冊子型、左端穴あけ

(2) 数量：7,000 部

(3) 総頁数：32 頁（表紙を含む）

①防災情報地図 18 頁（9 図）程度

②防災情報記事 10 頁程度

- ・自主防災組織について
- ・気象情報（警戒レベル）・避難情報
- ・各種災害（大雨・洪水・台風・土砂災害）に備えて
- ・地震が起きたら
- ・指定避難所・指定緊急避難場所
- ・非常用持ち出し品
- ・わが家の防災・緊急情報メモ
- ・インターネットによる情報提供
- ・その他、協議の上決定

③その他（表紙等）4 頁

(4) 刷色：全頁 4 色

(5) 紙質：表紙上質紙四六判 110 kg、本文上質紙四六判 110 kg

(6) 防災情報地図

① 背景地図については、住民等が避難計画等を検討できるよう、最新の住宅地図データを使用し、現況に基づく全ての建物形状・道路・道幅が確認できること。また歩道橋、石段、構囲、確認可能な用水路、細流、等高線、河川、沼地（ため池含む）、その他地形形状等が記載されていること。

② 直近 3 年以内に現地調査を行い収集した情報を基に作成されたものとする。

なお、発注者より指示があった場合は、当該箇所について地図修正を行い、地図精度は、市街地部分は 1/2,500、それ以外については 1/5,000 を保持すること。

③ 今後のハザードマップの更新に対応出来るよう概ね 1 年～5 年の頻度で定期的に更新されている地図を利用し、国土地理院・各行政機関の承認を得ているものとする。

④ 住民の生活範囲なども念頭に、町の範囲に加え町境の外側についても同等の精度の地図で作成することとする。

- ⑤ 防災情報については、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、避難所、備蓄倉庫等を発注者からの貸与資料をもとに記載する。
- ⑥ 津波ハザードは洪水・土砂とは別の地図面を作成するものとする。
- ⑦ その他情報、目標物等は発注者と受注者が協議の上、記載するものとする。

(7) 防災情報記事

資料収集整理をもとに発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。

(ホームページ掲載用データの作成)

第 18 条 防災マップの全頁のデータを、ホームページ掲載用に PDF 形式で納品すること。

第 19 条 防災情報地図のデータを、琴浦町公開マップ (GIS) に掲載できるよう shape 形式で納品すること。

第 3 章 納 品

(成果物)

第 20 条 成果物は以下のとおりとする。なお、電子データについては、CD-ROM 等の媒体に格納し、納品すること。

- (1) 防災マップ (紙媒体) 一式
- (2) ホームページ掲載用 PDF データ、shape データ 一式
- (3) 打合せ記録簿 PDF データ 一式
- (4) 業務実施報告書 PDF データ 一式

(検査)

第 21 条 本業務は、成果品を作成・納品し、受注者の検査合格後、完了とする。

(支払方法)

第 22 条 前条の検査完了後、受注者は業務委託料に係る請求書を発注者へ発行し、発注者は請求書を受領してから 30 日以内に支払うものとする。

(その他遵守事項)

第 23 条 その他遵守事項として以下を定めるものとする。

- (1) 受注者は、本契約の履行に当たって、知り得たことについて、外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。これを担保するため、受注者は ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 承認取得者とする。
- (2) 受注者は住民目線で見やすさ・わかりやすさを担保するため、作業者に日本防災士機構

が定める防災士を1名以上参加させること。

(3) 受注者は確かな経験を有することが必須であり、過去3ヶ年でハザードマップ作成実績を有すること。

※ここでいうハザードマップとは、該当する災害想定である土砂・浸水・津波等を網羅したものをいう。

